

## 令和元年度 長野県人権政策審議会議事録

1 日 時：令和元年10月4日（金） 13時30分～15時30分まで

### 2 出席者

委員：池田清、一由貴史、閻小妹、菅沼尚、中井朝美、蕨澤久人、増田英子、増田由喜子、水本正俊

長野県：危機管理部、企画振興部、総務部、県民文化部、健康福祉部、環境部  
産業労働部、観光部、農政部、林務部、建設部、会計局、教育委員会  
警察本部（事務局 人権・男女共同参画課）

### 1 開 会

（事務局 鷹野補佐）

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、人権政策審議会にご出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから開会させていただきます。

私、事務局を担当いたします、人権・男女共同参画課、鷹野裕司と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、委員の委嘱についてご報告申し上げます。今年4月1日付で、新たに池田委員を委嘱申し上げます。今年度末までが委員の皆様の任期となりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお本日、小林委員から所用のため欠席する旨のご連絡がありました。10名中9名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、長野県人権政策審議会条例第6条第2項の規定によりまして、会議が成立していることをご報告申し上げます。

では開会に当たりまして、増田隆志県民文化部長からごあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

（増田県民文化部長）

改めまして、皆様、こんにちは。県民文化部長の増田隆志と申します。本日はご多忙のところ、この長野県人権政策審議会にご出席を賜わりましてまことにありがとうございます。

委員の皆様方には日ごろから県政全般にわたって、特に人権施策に対して、大変なご理解をたまわり、またご支援、ご協力をたまわっておりますことを、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

さて、今日、いじめ、また児童虐待といった問題が深刻化しておりますし、さまざまなところで差別が存在し、職場におけるハラスメント、性や国籍などに関する人権侵害なども、大きな問題となっているところでございます。

このような中で、県民の一人一人が自分自身の問題として、改めて人権についての理解と知識を深め、正しく行動がされる社会になっていくことがとても大切だと感じているところでございます。

県におきましては、昨年3月、しあわせ信州総合プラン2.0という総合計画を策定したところですが、その中で、誰にでも居場所と出番がある県にしておくことを重要項目に掲げまして、皆様方、そして国、関係団体と十分連携を取りながら、人権が尊重される長野県の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

本日は令和元年度を中心に、人権施策について主にご審議をいただくということでございます。ぜひ委員の皆様方にはそれぞれのお立場から、忌憚のないご意見をたまわりますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 鷹野補佐)

それでは委員のご紹介をいたします。本日出席の委員でございますが、資料に委員名簿がございますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、上から3番目、閣委員におかれましては、現在、信州大学学術研究院総合人間科学系特認教授ということで、申しわけございませんが、委員の資料をお直しいただきたいと思います。

それから本日、県側の出席者でございますけれども、出席者名簿のとおりでございます。増田県民文化部長のほか、事務局を担当いたします県民文化部人権・男女共同参画課長の直江崇、人権・男女共同参画課及び庁内の人権施策に関する課の職員でございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。皆様に事前にお送りしてございます資料といたしましては、会議次第、長野県人権政策審議会条例、長野県人権政策推進基本方針の概要版等、各種資料と、本日出席いただきます資料1の令和元年度人権施策一覧、資料2の令和元年度新規・拡充事業等の概要、資料3の平成30年度県政モニターアンケート調査結果でございます。

また、委員の皆様におかれましては、クリアファイルの中に人権啓発資料を入れ、お配りいたしました。よろしくお願いいたします。

なお、会場でございますが、冷房が入る予定はございません。2時間ほどの会議になりますが、上着等、適宜脱いでいただきましてご調整をいただきますようお願いいたします。

それから、会長席の後ろになりますが、人権啓発ポスターを幾つか掲示してございます。こちらにつきましては、平成25年度から県と長野美術専門学校との連携により制作した人権啓発ポスターの一部でございます。よろしければご覧ください。

続きまして、本日の日程につきましてご案内申し上げます。審議につきましては午後3時30分を目途とお願いしたいと思っております。

### 3 議 事

(事務局 鷹野補佐)

それでは議事に入らせていただきます。審議会の議長は会長が務めるということになっておりますので、一由会長、よろしくお願いいたします。

最初に会長からごあいさついただきまして、引き続き、会議のご進行をよろしくお願いいたします。

(一由会長)

それでは、弁護士の一由と申します。私から一言、ごあいさつを申し上げます。

本審議会是人権政策に関する重要事項について、調査・審議するために設置されております。長野県の人権政策推進基本方針に基づいて、県の人権施策が今後一層効果的に推進されるよう、限りあるお時間ではございますが、委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただき、活発な審議会になるようご協力をお願いいたします。簡単ではございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。

続きまして、審議会の運営について確認をお願いいたします。

傍聴については、審議会は原則公開で行いますので、会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる場合には所定の傍聴席で傍聴いただくこととします。

審議会の議事録についてですが、事務局で公表用の案を作成したのち、委員に内容をご確認いただき、修正の上、会議からおおむね1カ月以内に県のホームページで公開するというふうになっております。また議事録においては発言者の氏名が表記されます。

以上、その2点につきまして、傍聴と審議会の議事録ですね、2点につきましてご了解いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

はい、それではご異議ないようですので、先ほど申し上げたようにさせていただきたいと思えます。

それでは議事に入りますけれども、次第の(1)、(2)について、あわせて資料1番によって事務局からご説明をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

#### (1) 平成30年度人権施策の実施状況について

(直江人権・男女共同参画課長)

<資料1により説明>

<資料3により説明>

(一由会長)

ありがとうございました。引き続きまして、資料2の令和元年度の新規拡充事業等の概要につきまして、担当する各課からご説明をお願いします。

<資料2により担当課から説明>

(一由会長)

ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきましたそれぞれの施策について、ご質問、あるいはご意見等ございましたらご発言をお願いします。

(水本委員)

2点ほど、質問をお願いしたいと思います。

まずアンケート調査の結果なのですが、「障がい者に関すること」が身の回りで起きている人権問題と出ていますが、障がい者に関するどんなことが、今問題となっているかご説明をお願いしたいと思います。

それからもうひとつ、新規事業で「みんなのタクシー利活用促進事業」というのがありますが、非常にいいことだと思います。もしわかりましたら、タクシー事業者を担う運転手確保について、タクシー業界さんとどんなふうに取り組んでおられるのか、ご参考までにお聞かせいただければと思います。以上2点、お願いいたします。

(一由会長)

では、県の担当の方、お願いできますでしょうか。

(直江課長)

まず、人権・男女共同参画課でございます。こちらのアンケートでは、「障がい者に関すること」という大きな選択肢になっておりまして、それ以上の細かい事項に分けて聞いているわけではございません。実はこの調査は県政モニターアンケート調査というもので、県政全般について聞く制度で、その中での1項目になっておりまして、ちょっと言いわけになってしまいますけれども、設問数も限られております。そういった、特別に細かい項目まで聞けていないという状況でございます。申しわけございません。

(水本委員)

まあ「女性」と、それから「子ども」に関するものについては、ひとつ項目はあるわけですが、「障がい者」については全くないということですね。

(直江課長)

昨年はそういう設問をしなかったという結果になっております。

(水本委員)

では、来年以降お願いしたいと思います。

(直江課長)

はい、本年以降、検討させていただきたいと思います。

(交通政策課)

「みんなのタクシー利活用促進事業」で、今、タクシードライバーの確保・育成の取り組みとしてどういったものがあるというご質問をいただきました。

現在、これから行う予定だとタクシー業界から聞いているものですが、女性を対象としたドライバー確保・育成のためのドライバー体験ですとか、インバウンド向けの対応の研修を考えていて、そういったものの設営に関する費用について県でフォローしていきたいと考えております。

(水本委員)

では、確保についてはまだ具体的には全然進んでいないと。

(交通政策課)

実績という意味ではこれからになります。

(水本委員)

この事業をやっていただけるなら、何か具体策についての援助をお願いします。

(一由会長)

ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

では、私のほうからひとつ、お願いしたいことがあるんですけども、資料1でいいますと、この15ページの80番、児童相談所の運営ということで、子供に関するところですよ。

先ほど、ごあいさつの中にもありましたとおり、児童虐待の問題というのは、県も今、深刻な問題になっているのかなと思います。千葉県で小学校4年生の女の子が両親に虐待されて亡くなったという、痛ましい事件がありまして、私も関心を持っているところです。

やはり児童相談所、千葉の件に関しては、やはり児童相談所の対応に関してもメディア等から批判があったりして、今後ますます児童相談所の役割というか、対応というのは、世論からも問われるのかなと。

その関係で、私が聞いているところでは、やはり児童相談所の中の職員さんは虐待対応だけをやっていらっしゃるわけではないので、その法律の解釈、運用については、外部の弁護士であるとか、そういった法律についての専門知識を持っている人を配置して、その助言を参考にしながらやっておられると、長野県でも非常勤の弁護士を入れて運用されているとお聞きしましたが、その実態として、どのように専門家を活用されておられて、それがどのように役に立っているのか、あるいは立っていないのか、あるいはこういうところに課題があるとか、そういった法律の専門家の活用について教えていただければと思います。

(こども・家庭課)

こども・家庭課、児童相談養育支援室の上条と申します。よろしくお願ひいたします。

今、会長からご指摘のありました、児童相談所における法的な関係の支援体制につきまして、児童相談所の広域支援センターというのが、平成28年の4月から中央児童相談所の中に設置させていただいております。その中に、児童相談所の後方支援ということで、今、お話のありました、弁護士による法的な助言指導や、県警との連携により意見をいただいたりですとかしております。一応、弁護士につきましては、そこに非常勤の職員を1名配置しまして、管轄としましては、全県の5カ所の児童相談所から相談があったときに専門的な立場からアドバイス、助言等をいただいているところであります。

非常勤になりますので1週間に確か3日ほどだったと思うんですが、その日を決めておりました、なかなか5カ所に対して1名の相談員というか弁護士ですので、十分かどうかは検討していかなければいけないのですが、その中で特に法的に難しいものについては常に相談をさせていただいて、助言、アドバイスをいただいているところです。

それ以外に、やはり緊急で各児童相談所のほうで相談案件ですとか、対応しなければいけないものもございまして、これにつきましては各相談所毎に、地域でその契約弁護士というか、顧問弁護士と申しましょうか、そういった弁護士さんと契約を結んでおまして、その中で委託料的な形で、1時間で幾らというような形でご相談しており、緊急的なもの

につきましては、それぞれの児童相談所毎に、専門的な検証をいただいているといった状況でございます。

そのほか、訴訟等があったケースにおいては、本庁で、県で契約しております顧問弁護士とご相談をさせていただいて個別に対応するといったような、体制をとらせていただいております。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。児童相談所の案件について、もちろん法律の縛りがあるので、その範囲内での対応ということにはなりますけれども、ぜひ千葉のようなことにならないように、積極的に子供を守るという観点での対応を、ぜひお願いしたいと思います。

私からは以上ですが、ほかにごございますか。お願いします。

(増田英子委員)

増田です。今の児童相談所のことに関連して質問があります。

虐待を受けた子どもたちが命の危険があるかどうかの判断、緊急性があるかどうかの判断、それがいつも問題になると思うんです。あまりにも連携を強調するあまり、どこが最終判断をするのかというところが見えにくくなっているんじゃないでしょうか。

私はよく知らないのですが、そういう緊急のケース、命があやうい可能性があるケースについては、どこが最後の判断をするのか教えてください。

(こども・家庭課)

児童虐待におけるその事案の最終的な判断についてのご質問でございます。

今のご質問は、最終的に、一時保護をすぐするのがいいのか、様子を見るといったようなとりあえず経過観察というか、家庭の指導でとどめるのがいいのか、そういうご質問だと思うんですけれども、結論から申しますと、児童相談所長が知事の権限を代行するという位置づけになっておりますので、児童相談所長が判断をすることになります。

ただ、判断にあたりましては合議制というか、時間外ですとか、緊急の場合もありますので、常に同じ体制を取るということは難しい面もありますが、例えば住民、あるいは市町村、あるいは学校、校長等から通報があった場合には、原則はまずは安全確認を行うということで、今、国とか、マスコミでも取り上げている原則48時間以内に安全確認をした上で、緊急一時保護をする必要があると判断した場合には、すみやかに一時保護をして対応していくという対応を取っております。

その際の判断ですけれども、それぞれケースバイケースにはなりますが、当然、通報者からの情報、それから直接行って安全を確認した際の状況ですとか、それから場合によっては市町村ですとか、要保護児童対策地域協議会というところで、これまでにその観察というか、対応してきたケースであると、過去の対応状況等が全てそういうところで情報を持っております。当然、児童相談所でも、過去にそういう相談があったかどうかというものも把握しておりますので、そういった情報を、基本的には即時に情報を集めまして、基本的には合議制で、その担当、それから課長クラスの間と所長とが緊急的なケース会議を開きまして、緊急保護をすべきかどうかという判断をした上で保護していくのか、あるいは見守りをしてとりあえず様子を見るのかというところの判断を行っているところです。

ただ、先ほど最初に申し上げましたとおり、夜間ですとか休日等に、その都度集まって会議を開くということが困難なケースもございますので、その際には電話等ですとかを活

用しまして、さまざまな情報をもとに最終的には所長が判断を行っているところです。

委員がおっしゃるとおり、その判断を誤りますと大きな事件ですとか、全国であるようなものに発展する可能性が非常に高いということもありますので、そこに関しては所長が責任を持って判断をしているところでございます。以上です。

(一由会長)

よろしいですか。

(増田英子委員)

ありがとうございました。親子分離とか、緊急保護という基準を引き下げてくださいたいと思うのですがいいんじゃないかと思っております。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(増田英子委員)

増田です。ページで言いますと14ページ、75番、思春期保健事業について教えてください。

思春期というのは性の目覚めもあり、心の葛藤もあり、とても大事な時期にあたります。この平成30年度事業実績のところ、保健福祉事務所で中学、高校、専門学校等において性教育等を実施、これは出前事業をなさったと思うのですが、その内容を教えてください。

なぜかといいますと、学習指導要領では性に関して伝えられる内容がかなり限られています。そこで、出前授業などでさらに踏み込んで、性交ですとか避妊も含めた別の角度からの性教育が実際に行われているかどうかを教えてください。

いつまでも命の尊さを言うとか、性感染症でおどしをかけるとか、そういう時代に即さない性教育の中身は改善していただきたいと思っているものですから、お願いします。

(一由会長)

ご担当の部署はいかがでしょうか。

(保健・疾病対策課)

保健・疾病対策課、母子・歯科保健係の金子と申します。

すみません、性教育の講座内容は手持ちの資料がなくすぐにお答えできませんので、申し訳ありませんが、後ほどお答えするというところでよろしいでしょうか。

(増田英子委員)

わかりました。

教育委員会の方にお聞きしたいのですが、外部講師による講演内容については、校長先生の裁量で許される部分があるのでしょうか、教えてください。

(一由会長)

はい、いかがでしょうか。

(教育委員会)

性教育についてでしょうか。

(増田英子委員)

はい、そうです。

(教育委員会 高校教育課)

高校教育課管理係の清水です。よろしくお願いたします。

性教育の講演等については校長の裁量ということで、学校内でどういうことが今必要かということ判断した上で、校長先生から依頼をかけて講演をしていただいているというのが現状だと思います。

ただ、講演の個別の内容について、詳しくは把握はしておりませんで、学校毎で事情に合わせて実施しているというのが現状になるかと思えます。

(増田英子委員)

ありがとうございます。

(一由会長)

はい、ありがとうございました。ほかにもございますでしょうか。

(閻委員)

9ページの41番の外国籍の医療通訳を行うところなんですが、ビデオ通訳を考えるシンポジウムを開催されたようで、それは初めてですか。それとも今まで何回かやってきたのですか。

(国際課)

国際課の増尾です。医療通訳を考えるシンポジウムというのは、昨年度、初めて行いまして、継続して行ってはおりません。今年度、多文化共生推進指針の改定という大きなテーマもあるものですから、そういうところでご意見をいただいたところありがとうございましたので、昨年度、1回、開催したものでございます。

(閻委員)

実際には現在、医療現場において救急車、あるいは手術する場合に医療通訳がない。本来は、その通訳が本当に必要なのですが、そういうシステムはまだできていないですね。まだ検討の段階ですか。

外国人が手術する場合や、救急搬送になって、その後すぐに手術が必要なとき、アメリカではすぐそばに外国人の為に通訳が付いていることが結構あります。こういうシステムはまだ全然できていませんね。まだこれから検討する段階ですか。

(国際課)

長野県におきまして、医療通訳をタイムリーに派遣するシステムは現在ありません。

過去に長野県が養成した医療通訳の方を、飯田市が市内の病院に派遣する仕組みはできておりますが、それ以外に、県内で派遣するシステムはございません。私がお答えするの

も何ですけれども、本年度厚生労働省で外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関というのを選出しております、今月には公表される予定と聞いております。

県内の救急患者を受け入れる医療機関、それから地域で受入れ可能な医療機関を各圏域ごとに選定して、厚生労働省に報告をしております、今月には公表するとお聞きしておりますので、まずそういうところからご案内をさせていただいております。

(閻委員)

ぜひ、早くこういうシステムを構築してほしいです。何年か前に、外国人の研修生が怪我をしたときに、信大の病院で治療していましたが、通訳はついていません。だから、自分がどうなるのかすごく不安だったようです。どういうふう手術するのか、問題が起こった時に最後は誰の責任なのかはわからないままでした。指をそのまま残すか、すぐに裁断するか、こういう重大な決断をするときに、通訳がいないと、本人がなかなか判断できません。

やっぱり医療通訳を、特にこれから外国人就労、つまり研修生を大量に取り入れる場合には、まずそのシステムを構築してほしい。特に長野県は、これからたくさん農業に係わる研修生が来ると思われるので、ぜひ早くやってほしいです。

(一由会長)

はい、ありがとうございました。とても大事なお話かなと思います。

せっかくシンポジウムをやっていただいたということで、貴重なご意見をいっぱいいただいているのではないかと思います。今のご指摘をぜひ検討していただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ増田さん。

(増田由喜子委員)

地域発元気づくり支援金について、子どもさんに対するものが多く見受けられます。福祉の関係で、今までは高齢者が多かったから、これからは子どもさんに対する事案を多く、という方針等があるのでしょうか。

(一由会長)

ご担当の方、お願いします。

(地域振興課)

私、企画振興部地域振興課の土屋と申します。

先ほど増田委員からお話ございましたとおり、地域発元気づくり支援金の概要をお示ししております資料1の別紙に個別の案件を記載しております。交付対象事業には、子育て支援関係以外にも、様々な世代の皆様が活躍できるような事業を選定させていただいているところでございまして、この分野での事業を優先するといった形で決めているということはありません。基本的には各地域振興局が、地域の市町村代表や学識経験者、地域振興局長などで構成される選定委員会の意見を踏まえて決定をしており、分野にかかわらず検討しているところです。

今後も皆様と一緒に地域づくりを地域振興局が核となって行っていくという思いのもと取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き、皆様からのご意見やご指導をいただければと思います。

(一由会長)

はい、ありがとうございました。

私から単純な質問をひとつ。資料1の17ページ102番の日常生活自立支援事業、高齢者の権利擁護のことですけれども、これは私も弁護士として業務をやっている中で、よく青年後見の関係等で大変お世話になっている事業で、とても高齢者の権利擁護に役立つ優れた事業だと思っています。

高齢化社会が進む中で、こちらのほうの利用件数といいますか、契約件数とかについて、増加傾向にあるのか横ばいなのか、あるいは減少しているのかとか、そういった動向がわかるようでしたら教えてください。

(地域福祉課)

地域福祉課の小野と申します。日常生活自立支援事業の関係のご質問をいただきました。

この事業ですけれども、県で県の社会福祉協議会さんなどに委託している事業でございます。委員がおっしゃったように、相談件数は年々ふえている状況でございます。

ちなみに平成30年ですけれども、利用者、家族からの相談、問い合わせの件数は、19万3,491になっております。

(一由会長)

1年間で19万件ですか。

(地域福祉課)

そうですね。県の社協、また市町村の社協が受けた利用者、また家族からの相談、問い合わせの合計件数になります。

(一由会長)

おおまかでよいのですが、傾向としては増えている、年々増加傾向にあるという感じですか。

(地域福祉課)

そうですね、今、手持ちでは平成27年からの数字がございますけれども、27年ですと15万件ですので、若干、増えている傾向がございます。

(一由会長)

はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。では閻さん、どうぞ。

(閻委員)

1ページ6番の人権問題の部分、同和教育の取り組みについて質問をします。

長野県はかなりやってきたようですが、この間、たまたま見ていたNHK大阪でやっていた同和教育のドキュメンタリーがあって、私はとても良いと思っていました。今までは行政とかが教育をやっているんですが、大阪では当事者達が積極的に活動をやっていました。今日のこの資料で示されている「新たな指導方法」というのは、具体的にどんな方法なんでしょうか。TVで見たドキュメンタリーのような当事者が積極的に外に向けて発信

するのでしょうか。それはなかなかいいなと感じますが、長野県ではそういう活動はありますか。

(一由会長)

その大阪の番組を、必ずしもその県の担当者がご覧になっているかどうかかわからないところでありますけれども、そういう取り組みが県内にあるのかというご質問に対して県の担当課で今回答えますか。または、長野県同和教育推進協議会の菫澤委員さん、いかがでしょうか。

(菫澤委員)

私、長野県同和教育推進協議会の事務局の菫澤ですが、県の取り組みは県教委さんほうでお願いするとして、たまたま、閻教授が見ていた番組は、大阪、箕面市の実践だったと思います。閻教授がおっしゃったとおり、長野県も当然のことながら、大切な部落に混じって、そこで生活していった人々の、それこそ誇りを持って生きていらっしゃる、働いていらっしゃる方はたくさんいらっしゃいます。我々もそういう取り組み、つまりカミングアウトといいたいでしょうか、名乗って、自分のことを明らかにしながら、たくさんある差別に負けずに活動しています。長野県の実践と、あのNHKの番組とは少し違うかもしれませんが、基本的には同じ姿勢でやっていると考えていいと思うんです。

続けて発言させてください。今日、たくさん資料をいただきましたが、その中にきちんとこの基本方針を入れていただいているのは、とても私はうれしいです。この基本方針は長野県、人権施策審議会の答申を受けてつくられたものです。もう10年になりますが、この答申の中で一番大事なことを言っているのは、分野別政策の方向性、個々には11の人権課題が載っています。これのトップに同和問題を持ってきて、2番目が外国人問題なんです。

この順序を知らない方が結構いるようで、ちょっと残念なんですけれども、長野県の人権課題はたくさんあるけれど、特筆する課題はこの同和問題と外国人の差別の問題というふうにはっきり言っていることを、ぜひここにいらっしゃる方々にご理解いただければ、とても今の事務局をやっていてうれしいです。ぜひお願いいたします。

ちなみに、先ほどの課長さんもわざわざ説明していただきましたが、部落差別解消推進法が制定されてからもう3年ぐらいになりますが、県の取り組みとしても、人権啓発センターの企画展として、6月30日に県立歴史館で齋藤洋一さんに部落問題について講演会を開催していただきました。これは、私は県の取り組みにとってはとても適宜であり、内容的にもすばらしいものだったと思っております。

あわせて意見を少し。昨年度もこの審議会で発言させていただいたんですが、残念ながら部落問題、部落差別、あるいはヘイトスピーチについては解消法があるんですけれども、むしろインターネット上では、厳しい現実が増えてきた気がします。昨年度も質問と意見をさせてもらったんですが、24ページの「11インターネットによる人権侵害」のところでは、昨年度とほぼ同じ項目が記載されております。157番、158番、再掲73番の3項目ですが、学校教育、社会教育における啓発のところです。

7月に群馬県みなかみ町で行われた部落解放東日本研究集会に県の皆さんも何人か参加していただいているので、現実がわかると思うのですが、既に他県では市町村中心ですが、モニタリングに取り組まれているということです。本当に切なくなるネット上のヘイトスピーチ、それこそ「死ね」「帰れ」本当に誹謗中傷があるんです。これはその部落差別、

あるいは在日の人たちに対する問題だけではなくて、根っこはいじめだとか、日本社会を覆っている非常におそまつな人権状況につながっているような気がいたします。ここでもう一度、県主導で、いろいろな方法、やり方があると思いますが、市町村にお願いする等、モニタリングについて取り組んでいただきたい、以上です。

(一由会長)

では、最初の閻委員の部落差別、同和問題に関する県の取り組みに対するご質問としては、先ほどの葦澤委員のご回答でよろしいでしょうか。

(閻委員)

その番組は、私から見れば重要なところで、とても教育上にはよい内容だと思っています。ここで「新たな指導方法」と書いてありますが、こういう新しい資料をどんどん広く活用、あるいは採用するということもできます。大学ではほとんどの学生に聞いても、今は同和なんて全く知らないような状態ですが、やっぱりNHKの放送では目に見える現状なのです。本当に厳しい現実があるのに、多くの学生、ほとんどの学生は知らないというような状態です。だからこういう番組をぜひ利用してほしいなと思っています。

(一由会長)

そういう取り組みを県にご検討いただきたいというご意見ですね。

今の閻委員のご意見について何か県のほうでございますか。

では、教育委員会お願いします。

(教育委員会 心の支援課)

教育委員会、心の支援課の中澤と申します。貴重なご意見、ありがとうございました。

今、委員がおっしゃったように、若い先生方、学生も含めて同和問題についてなかなか、知らないというような人が増えてきていて、我々もとても憂慮しています。そこでまず先生方に学んでいただくというようなことを優先してやっているところでございます。

新しい指導法ということについては、今までどうしても歴史的な背景を知識伝達するという、こんな歴史があった、部落差別にはこんなことがあったというようなことが中心でありました。そこで、参加体験型ということで、先ほど委員がおっしゃったように当事者の方からお話を聞いたりですとか、差別を受けていた方々がつらい思いをした場所から近い学校については、そこに行って実際にその場を見て、どんな思いでいたのかというようなことを具体的に体験して学んだりしています。ただ伝えるだけではなくて、子供たちや先生も一緒に感じて学んでいけるような方法、指導方法の研究会というようなものを、年に4回行っています。そのようなところで話し合いながらも、全県の学校の中から具体的にこんな取り組みをやっていたというようなものも吸い上げながら、それを広めるような活動をこれからも引き続きやっていきたいなというふうに思っています。ありがとうございます。

(閻委員)

よくわかりました。ありがとうございました。

(一由会長)

ありがとうございました。それでは先ほど葦澤委員から出た、他県等でも行われている

ところもあるということですが、モニタリング等の対応についての要望というか、ご意見が出ましたが、それについてお願いします。

(直江人権・男女共同参画課長)

人権・男女共同参画課から、少し考え方を答えさせていただきます。

今、委員さんからお話のありましたインターネット上での誹謗中傷ですとか、差別事象、そういったものが今、ゆゆしき状況だということは、私ども認識として同じ思いでございます。

市町村ともいろいろ情報交換を重ねていきたいと思っております。ただ、やはり私ども行政の職員もだんだん人員削減されていく中で、やはり一番はマンパワーが足りないという状況がございます。これは県も市町村も、特に小さい町村になればなるほど、そういう状況だというふうに承知しております。まず人の手をかけずに何かできる方法があるかどうか、それは今後の研究課題であって、例えばAIの活用ですとか、そういったものも技術動向を見ながら考えていくことを少し研究してまいりたいと思っております。

それからもう一つ、やはりこの課題は、最終的にはやはりプロバイダーですとか、そういう発信者に対して「やめよう」と言うことが必要で、それに法的な強制力を持たせなければ、おそらく実効性がないだろうということもございます。これはやはり国全体で制度をつくり、取り組みをしていく必要があると思っておりますので、私どもとしても、機会を捉えて国のほうへ要望をしております。そのような要望は、予算が絡む事業ではないもので、資料には載っておりませんが、今年度から行っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

(一由会長)

ありがとうございました。今、お答えがありました。よろしいですか。

(菑澤委員)

よろしいかどうかは言えませんが、ぜひご努力してください。

去年も申し上げましたが、小さな一歩でもいいので、例えば何十万というわずかな予算で市町村のモデルにするとか、何かできるところからやっていただきたいです。

先ほどの、閣委員のお話にありました外国人の通訳の問題ですが、これもやっぱり課題ははっきりしていて、あとはどう取り組むかということじゃないかなというふうに私は思いますので、ぜひご努力いただければありがたいです。

(一由会長)

ありがとうございました。ほかの件でいかがでしょうか、お願いします。

(菅沼委員)

市立長野高等学校の校長の菅沼と申します。

昨年、国で障がい者の法定雇用率に不正があったということで、昨年と同じ質問をさせていただいたのですが、今年長野県の雇用率の数字がどう変わって、それが法律的にどうなのかということについて、お答えいただきたいと思っております。

(一由会長)

今のご質問について、お願いします。

(人事課)

総務部人事課人事係長の松本と申します。昨年、県におきまして障がい者雇用率の算定に誤りがありまして、大変、障がい者の皆様、県民の皆様にご心配をおかけする事態を招いたところでございます。

これを受けまして、昨年12月に「障がい者の採用・活躍の場の拡大等に向けた取組方針」を策定いたしまして、全庁を挙げて障がい者の採用、活躍の場の創設に取り組んできたところでございます。

今年6月1日時点で、国へ報告させていただきました障害者雇用率につきましては、知事部局で2.68%となりました。

昨年在2.22%で法定雇用率の2.5%に達していなかったもので、今年は法定雇用率以上になりました。

本年度は、単に数値の達成だけでなく、それ以上に、採用した障がいのある職員が定着できるよう、働きやすい職場づくりに努めていかなければいけないということで取組を続けています。障がいのある職員の職場の支援を行う、障がい者活躍サポーターといった職員を配置して、採用した障がいのある職員の支援を行いながら、現在も障がい者の働きやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。以上です。

(菅沼委員)

あわせて、教育委員会の数字も教えていただきたいと思います。

(人事課)

教育委員会につきましては、法定雇用率が2.4%に対して2.35%ということで、昨年の1.76%からかなり改善しましたが、6人ほど採用が足りていないということでございます。現在も本年中の達成に向けて、採用の拡大に取り組んでいるという状況でございます。以上でございます。

(一由会長)

よろしいですか。

(菅沼委員)

ありがとうございました。

(一由会長)

ほかにございましたら、お願いします。

(中井委員)

人権擁護委員の中井と申します。私どもは法務局のほうで、対面型、電話等で相談を受けているんですが、長野県のほうで、高校生とか学生を対象にLINEでの相談を受けていらっしゃる記憶しております。現在も継続されているのか、またLINEでの相談の場合、どのように対応されているのか、状況をお聞かせいただきたいと思います。

(一由会長)

今の件については、いかがでしょうか。

(教育委員会 心の支援課)

ご質問の内容について、心の支援課で対応させていただいています。

心の支援課では、学校生活相談センターという24時間の電話相談に加えて、期間限定ですがLINE相談を行っております。今年度は夏休みの前後の60日間の実施ということで、現在はしておりません。

昨年度になりますが、529件の相談がございました。対応しているのは他県のカウンセリング専門の臨床心理士になりますが、今年はそこから一步発展しまして、ピアデイということで信州大学の大学院の心理士、心理専攻の学生さんにも来ていただいて、県庁内のパソコンで、実際に我々も見ながら心理士が付き対応をさせていただきました。

LINEをご存じの方はお分かりかと思いますが、スマホの画面と全く同じものがパソコンに映りまして相談が入ります。何々と入ってきたものに対して、答えを考えながら打ち返していくということで、一つの相談に対して、長いものでは1時間半ぐらいにこう及んでくるので、1日の中でそんなに何人も受けるということは難しいのですが、私も一緒にそのピアデイについては一緒に参加させていただいたことがあり、高校生の悩みは、友だち関係の悩みから死んでしまいたいというものまでございまして、それに対してどのように返していくことがその相手に、子供たちにとっていいんだろうかということ、常にその瞬間に考えながら返すので、非常に難しいところがあります。最終的には、子供たちの思いを全部はき出させて、少しでも楽になるようにというような思いで返事をするという取り組みでやってまいりました。

その中で緊急性があるもの、もうすぐに死んでしまいそうな感じがするというものについては、すぐに連携を取りながら対応できる形を取ってやってきましたが、幸い今回はそういう判断に至るものはありませんでした。大体のものは、話して終わるときには「少しすっきりしました」とか、「また明日も相談にきたくなりました」というような形で終わるものがほぼ全てだったかというふうに、私のほうでは把握しております。以上です。

(中井委員)

ありがとうございます。やはり高校生とか、アクセスはLINEとかを日常的に使っている実態もあるので、今後もそういった相談の窓口を設けていただければと思います。ありがとうございます。

(一由会長)

ありがとうございます。ほかにごございましたらお願いします。

(増田英子委員)

増田です。教育委員会の方にお願ひがあります。30年前に子どもの権利条約が国連で採択されて、25年前に日本も批准しています。おそらく学校現場ではお友だちと仲よくしましょうとか、周りの人を大切にしましょうということを教えていらっしゃると思うんですが、でも自分自身が持っている、元気で大きくなって、自分の意見を大人に聞いてもらう権利、教育を受ける権利とか、とにかく自分自身が権利の主体であるということ、今よりもっと力を入れて子どもたちに伝えてほしいと思います。

子どもたちを見ていると、お友だちと仲よくしなきゃとか、いろいろありますが、では自分はどうかなのというのがちょっと弱いように思うんですね。自分自身を大切に、自分は尊重されるべき存在だということを、繰り返し、繰り返し伝えてほしいと思います。

(一由会長)

ご意見ということですね。

(増田英子委員)

はい、お願いします。

(一由会長)

ありがとうございます。他にございますか。

(池田委員)

県議会議員の池田です。私も質問というよりは意見といえますか、感想を含めてお願いしたいと思います。

21世紀は人権の世紀というふうに言われて、ずっとそんなあいさつを耳にもし、自分でもあいさつをしてまいりましたが、現状としてさまざまな人権侵害が存在するという、そんな状況です。

今日は本当に丁寧にご説明をいただきましたけれども、人権にさまざまなことが絡み合い、いろいろな施策というものが幅広く、県政全体の多くのところへ広がっているということを改めて感じました。そしてまた、その中で新しい取り組みとしても、新規の事業と拡充の事業ということでご説明いただきましたけれども、これらも全て、さまざまな人権というものにも大きくかかわっていると改めて感じました。

しかし、先ほど蕪澤委員がおっしゃいましたとおり、やはり同和問題は一つの大きな原点になるということをやっぱり改めて感じ、そしてまた、それをしっかりこれからもやっていかなければいけないのかなということを感じました。

全国水平社の宣言が確か出されたのが1922年ですから、あと数年で100年になるということになります。いろいろな集会の中で、私も年3回か4回ぐらい、この水平社宣言を朗読し、そして皆さんと解放歌を歌う機会があるのですが、改めてその文言の重さや、その光が今も輝きを失っていないということを感じているところです。

解放令が出てから150年ということですし、さまざまな節目の年を迎える今日にあって、やはりこうした原点ということをお忘れず、それを施策の一つの大きな柱としていかなければいけないというふうに思っています。

先ほどモニタリング等の話もありましたし、これから取り組むべき大きな課題、そしてまたそれを大変大きなエネルギーが必要だというふうに思いますけれども、最初におっしゃいましたとおり、誰もが出番がある、それぞれ一人一人が考えているという、そうした長野県をつくっていくためには、どうしても私は、それらを一つの象徴といえますか、大きな柱として位置づけていく必要があるのかなという、そんなことを改めて感じました。

ぜひとも、またさまざまな施策を、これからの展開にお取り組みをいただきたいというふうに思います。

(一由会長)

ご意見ということで、はい、ありがとうございました。

ここで、先ほどの増田委員さんからご質問のあった性教育の件について、県で確認していただいたということですので、ご回答をいただきましょう。お願いいたします。

(保健・疾病対策課)

先ほどは、手持ちの資料がなくお答えできずすみませんでした。内容を確認しましたところ、思春期保健事業の保健福祉事務所における出前講座は妊娠出産に関すること、避妊に関すること、そして性感染症予防に関することとしてH I Vやクラミジア等の感染症の教育を行っております。

これにつきましては、各学校の要請にあわせた形で内容を決めて、出前講座ということで作らせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

(増田英子委員)

少し踏み込んでいただいて、ありがとうございます。

小児科医としては明るい性教育、日陰ものでない性教育、性交OKというところまで打ち出していただけるとありがたいので、またよろしく願いいたします。

(保健・疾病対策課)

伺っておきます。ありがとうございます。

(一由会長)

ありがとうございました。ほかにございますか。

(こども・家庭課)

すみません、先ほど最初の質問で児童相談所の非常勤の弁護士のご質問をいただいた関係ですが、改めて書類で詳細を確認したのですが、非常勤の弁護士は週2～3日程度というお話をしたんですけれども、正確には月6日の予約制という現状ですので、訂正をお願いいたします。

(一由会長)

わかりました。ありがとうございます。

ほかにご意見とか、ご質問はございませんか。まだ、若干時間がありますけれども。

特段ご発言が無いようでしたら、ただいまご説明いただいた県の人権施策の実施状況については終わりとします。

他にこれに限らず、人権施策の全般について、委員の皆様からご意見やご質問等ありましたらお願いいたします。この資料に書かれていることに限定されず、普段感じていらっしゃることで結構です。

(中井委員)

私、個人的に手話サークルに入っております。長野県は手話言語条例が施行されていますが、なかなかこう手話というのが浸透していないようでございまして、ろう者の方から、手話のあいさつ程度でよいのでテレビコマーシャルで一つのポイントなど、そういったも

のを放送してもらえたらいいなというのを聞いております。

今後、何かそのような対応などを考えてらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

(一由会長)

手話の普及に対する取り組みというご質問ですね。いかがでしょうか。

(障がい者支援課)

障がい者支援課の常盤井と申します。よろしくお願ひいたします。

手話言語条例を県で策定いたしましたけれども、それに関連して、普及の一つの方法としてCM作成とか、そういったものを検討していくのかというご質問かと思ひますけれども。平成28年に手話言語条例を制定いたしましたしてから、県では県民の手話講座ですとか市町村向けの手話講座の開催ですとか、そういった形でいろいろな普及をしております。

それと、会議の場で、冒頭のあいさつを手話でしていただいたりですとか、そういった普及啓発にも取り組んでいます。具体的にCMの作成というところまでは現段階では聞いておりませんが、様々な方のご意見を聞きながら、そういったこともできるか今後検討させていただきたいと思ひます。

(一由会長)

よろしいですか、はい、ありがとうございます。

ほかに全般的なことで構わないので、ございましたらお願ひします。

(菅沼委員)

市立長野高校の菅沼ですが、学校の現場にいての感想という意味で、2点ほど、お話をさせていただきます。

1点目は、資料3でモニターアンケート調査の資料を出していただきましたが、この2ページですか、問7の身の回りに起きている身近な人権問題という中で、真ん中辺に、性同一性障がい者、それからそのすぐ下に性的指向という項目があります。これを足せば15ぐらいですので、もう少し上のところになります。

今、特に高校生の間ではこういった面に、興味とっていいのか、関心が高くなっていることは事実かと思ひます。高校では、自分たちの課題を設定して、課題研究とか、課題探究というようなことをやり始めていますけれども、私どもの学校でもこういう問題を自分の課題に設定するという生徒もいますし、過去の発表をみても、かなりあります。

おそらく、一学校あたり複数の生徒が潜在しているということも、前提に考えていかなければならない時代になっているんだと思ひます。高校生ぐらいになれば、かなり頭で理解する部分は比較的できると思ひますけれども、もう少し小さい子供たちにはなかなか難しい部分なのかというようなことを感じています。

それから2点目ですが、本校でも、特性を持った生徒と話をしている感じは、やはり小さいときの親子関係がかなり影響しているなということなんです。

高校生になってからはかなり難しいところはありますが、それでも親の気持ちとか、親の方向性と学校の方向性を共有して確認しつつ、他機関、例えば病院とか、養護学校の支援を得て、一緒にやっつけようということができると、少しずついい方向に向かっていくなと実感しています。学校だけでは当然収まらないというか、解決は難しくても、早めにいろいろな機関につなぎ、一緒に方向性を持つことで、少しずつその子たちの良さ

を开花されていくということもできるかなという実感がありますので、引き続き、いろいろな機関と連携することをお願いしたいということです。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。今、ご意見ということでいただきましたけれども、特に最近、同性愛であるとか、性同一性障がいの方とか、性的指向というのは、だんだんと当事者の方が声を上げられるような世の中になってきているのかなと私も思っているんですけども、今の県の考え方は先ほどご説明いただきましたけれども、何か問題意識というか、今後こういうこともやっていきたいというのがあったら、簡単をお願いします。

(直江課長)

ただいま性同一性障がい、性的指向のお話をいただきました。現在ではLGBTという言葉をお聞きになることが多いかと思いますが、実はその中身は本当に多様でございます、そこをまず理解していくことが重要です。それを我々行政職員もそうですし、学校の現場の先生方もそうだと思いますが、まずそういういろいろな方がいらっしゃるということを理解していくことが第1歩かなと思っております、まずそこに対する取り組みをしっかりやっていきたいというのが今の考えでございます。

他県の例ですと、例えば職員向けの対応指針、考え方をまとめた指針のようなものを作って理解の促進を図っている県もございます。私どももそういうものに倣いまして、鋭意検討を進めているところでございます。今、委員からお話があったように、高校ぐらいになると、かなり頭でも理解してくるというお話がありましたけれども、やっぱり当事者の方々は、小さい頃からそういうものを感じて、自分だけは違っているのかなという疎外感を持ったり孤独感を持ったり、そういった事象が多いというふうに伺っております。そういったことに、思いを馳せるような対応をしていける、そういった取り組みを、今後真剣に考えていきたいと考えております。

(一由会長)

ありがとうございました。また少し時間がありますが、ほかにございましたら。

(閻委員)

子供のときからの教育が重要だとさっきもおっしゃったんですが、9ページの45に県内の外国籍児童就学支援についての活動も報告されているということで、県は全体の人数を把握していらっしゃるのでしょうか。支援は全体的な支援が必要で、やっぱり語学の問題があって、何年か前に聞いたのですが、日本に来てから、教育の面ではとても粗末なものだったので、ついつい小さな犯罪に走ったということがあるようです。つまり行くところがない、孤立化してしまうのです。これからはおそらく外国籍の児童数もふえると思いますので、経済的な面もあるけれども、人数をまず把握してどのような支援が必要なのか、報告に入れていただきたいです。関心をすごく持っています。

(一由会長)

ありがとうございました。外国籍の児童の方、そういう外国籍のお子さんが県内にどれくらいのいるか、もしおわかりでしたら、お答えいただきたいんですけども。

(義務教育課)

義務教育課の桂本と申します。三井の代理であります。

市町村立又は学校組合立の小中学校に在籍している外国籍の児童・生徒数の数ですが、小学校で977名です。それから中学校で463名います。

その中で、籍は外国であっても日本語が堪能な子どもたちもいますが、日本語教育が必要な外国籍の児童・生徒数は、小学校が337名、中学校が136名で、合わせて473名の子供たちが日本語の指導や日本での生活の支援を必要としている子供たちという状況です。

(一由会長)

閣委員、よろしいですか。

(閣委員)

よくわかりました。ぜひ、ホームページなどで支援をしている実績とかを報告してほしいですね。

(義務教育課)

外国籍支援ということで、義務教育の段階で外国籍児童・生徒支援をするために、県内の12校に教員を加配しています。

それから、外国人子女等への日本語指導ということで30名を32校に加配しています。各市町村でも、特別支援教育支援員として66名が外国籍の子どもたちの指導ということで、ことばの指導や、生活の支援を行っています。

(閣委員)

ありがとうございました。よいことだと思いました。

(一由会長)

ありがとうございました。日本語の支援が必要な方、きめ細かく話されているということで私も安心しましたけれども、引き続きよろしく願いいたします。

では、そろそろ時間ではありますが、どうしてもという方がいらっしゃればお願いします。

(池田委員)

すみません、先ほど手話言語条例の話がありました。これは平成28年に議員提案でつくった条例でした。

県会議員のほうの委員側がご提案した条例です。私も今回始めて当選をさせていただいて、手話言語条例の議員連盟に出させていただきましたが、議会ごとに連携をしています。今後も運用の機会がきっとあると思います。

阿部知事もさまざまな会合の中で、大分、お上手にやられていますし、議員もさまざまところでやっておりますので、今日いただいた意見をまた議会に持ちかえて伝えまして、しっかり広めていくよう、そんな活動も我々のほうからもさせていただければと思います。ありがとうございました。

(一由会長)

よろしいですかね。はい、どうぞ。

(菫澤委員)

菫澤です。今日のこういう審議会で、我々委員からご意見を申し上げて、それで真剣に聞いていただきました。

県の皆さんにしてもいろいろな課を越えて、これだけ大勢の皆さんが集まって、人権という一つの課題について考えてくださるということは、なかなかない機会ではないかと思われま

す。かつては同和教育課と同和対策課があり、各教育委員会、あるいは知事部局さんに対して「こういうふうに進めてほしい」という強力な、指導機関というか、あるいは養成機関のような役割を果たしていたわけですが、長野県でも人権教育と名を変え、随分、様相がかわってきましたが、この機会をぜひ大事に捉えていただいて、進めていただければありがたいという要望です。

また資料ですが、教育委員会のほうから「人権つうしん」というのが出ています。当然のことながら、全ての課に配布されていると思うんですが、たくさんのお仕事の中で、なかなかじっくり読む機会がないんじゃないかと思います。このたった一つのもので、例えば、アイヌ民族支援法ができましたということから始まって、アイヌの問題についてあまり関係がないと思っていらっしゃる方がいても、これを読むと飯田線をつくるときに測量して、工事にかかわったアイヌの人がいるという事実が2ページに書かれています。

それから外国人との共生社会をつくってほしいと、あるいは障がい者の方との共生社会という項目も入っていますし、その次にとても意を強くしたんですが、人権教育の紹介に我が同和教育推進協議会が発行しています人権教育読本として「あけぼの」の紹介も入っています。「あけぼの」には、先ほど出ていましたLGBTの問題を含めて人権の全課題について小学校の低学年から少しずつ教育をして、自分をまず大事にするということを教えてほしい。これは計画に位置づけてやっているはずなんですけれども、「あけぼの」なんかを活用しながら、全体的な中でこの人権教育について考えていただければありがたいと思いました、以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。それでは時間もまいりましたので、ここで審議を終わりにしたいと思います。

(3) その他

(一由会長)

最後にその他で、事務局から何かございますか。特にないということよろしいですか。委員各位には、円滑な議事の進行にご協力をいただき、ありがとうございました。以上で、本日の審議事項を終わらせていただきます。進行を事務局にお返しいたします。

(直江人権・男女共同参画課長)

今日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。県の人権施策全般につきまして、貴重なご意見をちょうだいいたしました。

各委員から具体的なご意見等もちょうだいしましたが、最後に菫澤委員からいただきましたように、これだけの県の機関の人間が人権施策とかかわって取り組んでいるというふ

うに再認識し、本日いただいたご意見等、肝に銘じまして、今後の施策の推進に当たってまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、今後とも引き続き、それぞれのお立場から県の人権施策につきましてご指導たまわりますようお願い申し上げます、お礼とさせていただきます。

#### 4 閉 会

(事務局 鷹野補佐)

長時間にわたりまして、貴重なご意見をいただき、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。